

議案第 13 号 二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例提案理由

【町長】

議案第 13 号の提案理由を説明いたします。「二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例」についてですが、町の附属機関の見直しに伴い、組織及び所掌事項を整理したため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、政策担当参事より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策担当参事】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 13 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、町の附属機関の見直しにより、二宮町総合戦略の策定について、二宮町総合計画と同様に町の基幹計画であることと、町長の諮問等に応じて、調査及び審議を行う組織であるため、単一の組織として整理するものです。

それでは、資料 11 の新旧対照表をご覧ください。

第 1 条は趣旨とし、二宮町総合計画審議会の設置と、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めています。第 2 条は所掌事項とし、第 1 号で「二宮町総合計画に関すること。」、第 2 号で「二宮町総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。）に関すること。」の 2 つを調査及び審議することを定めています。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。